明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

附則第二十一条第一項に次の二号を加える。

七　特定被災地方公共団体のうち、岩手県、宮城県及び福島県の「港湾費」のうち漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る投資態容補正係数については、第十二条第二項の表都道府県の項第二号中「平成二十五年十一月一日」とあるのは「平成二十年十一月一日」と、「を測定単位の数値で除して得た数」とあるのは「に〇・八四五を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を測定単位の数値で除して得た数」とする。

八　特定被災地方公共団体のうち、第一項第一号の表第一項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第一項の規定により算定した数と次の式によって算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

$$\left(\frac{B-A}{A}-0.100\times\frac{B}{A}\right)\times33.3\times\beta-(\alpha-\beta)\times33.3$$

（B－A）、$\frac{B-A}{A}-0.100\times\frac{B}{A}$、（$\alpha-\beta$）又は

$$\left(\frac{B-A}{A}-0.100\times\frac{B}{A}\right)\times33.3\times\beta-(\alpha-\beta)\times33.3$$

が負数となるときは、それぞれ０とする。

αが2.885を超えるときは2.885とする。

βが2.885を超えるときは2.885とする。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　当該市町村の平成22年人口

α　測定単位の数値に別表第１(2)に定める数値急減補正の人口段階による補正率Aに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のBに定める率とを合算した率を測定単位の数値で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

β　当該市町村の平成22年人口に別表第１(2)に定める数値急減補正の人口段階による補正率Aに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のBに定める率とを合算した率を平成22年人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

附則第二十一条第二項を次のように改める。

2　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村ごとの分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、第四十九条第二項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、道路の面積の分別又は按分については、同項第三号中「同項の表中四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二」と、道路の延長の分別又は按分については、同項第四号中「同項の表中五」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三」と、漁港における係留施設及び外郭施設の延長の分別又は按分については、同項第五号中「第五条第一項の表中七から同項の表中十まで」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中四及び五」と、都市公園の面積の分別又は按分については、同項第七号中「第五条第一項の表中十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中六」と、農家数の分別又は按分については、同項第十八号中「第五条第一項の表中三十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中八」と読み替えるものとする。

3　第一項第六号の規定による「小学校費」のうち児童数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの、「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの及び「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数並びに同項第八号の規定による「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数は、合併関係市町村にあっては、新市町村の係数によるものとする。

附則第二十二条の見出し中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第一項中「附則第七条の三」を「附則第七条の四」に、「項目に係る平成二十七年度」を「項目に係る平成二十八年度」に改め、「平成二十七年地方税法等改正法」の下に「、平成二十八年地方税法等改正法」を加え、「及び所得税法等の一部を改正する法律」を「、所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「平成二十七年所得税法等改正法」という。）」の下に「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）」を加え、同項各号及び同条第二項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第三項中「附則第七条の三」を「附則第七条の四」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第四項中「附則第七条の三」を「附則第七条の四」に、「項目に係る平成二十七年度」を「項目に係る平成二十八年度」に改め、「平成二十七年地方税法等改正法」の下に「、平成二十八年地方税法等改正法」を加え、「及び平成二十七年所得税法等改正法」を「、平成二十七年所得税法等改正法及び平成二十八年所得税法等改正法」に改め、同項各号及び同条第五項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第六項中「附則第七条の三」を「附則第七条の四」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第七項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則別表第一の二を削る。

附則別表第三及び附則別表第三の二を次のように改める。

附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市名	率
三鷹市	1.137
守口市	2.486
武蔵野市	1.995
芦屋市	0.240

（注）合併前年度において事業所税の課税団体であった旧市町村の人口が30万人未満の場合（新市町村の人口が30万人以上の場合に限る。）又は合併前年度において事業所税の非課税団体であった旧市町村の人口が30万人以上の場合においては、当該旧市町村の率は合併前年度における旧市町村の人口により設定すること。

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市名	率
札幌市	0.044
仙台市	0.008
千葉市	0.009
横浜市	0.020
静岡市	0.011
浜松市	0.020
名古屋市	0.128
大阪市	0.045
堺市	0.030
岡山市	0.016
熊本市	0.072